

○宍粟市水道事業給水条例

平成17年4月1日条例第211号

改正

平成19年12月20日条例第41号
平成25年12月17日条例第34号
平成26年3月10日条例第11号
平成26年3月10日条例第13号
平成31年3月11日条例第16号
令和元年9月17日条例第13号
令和元年12月12日条例第24号
令和元年12月19日条例第29号
令和4年12月19日条例第35号
令和4年12月19日条例第39号

宍粟市水道事業給水条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第16条）
- 第3章 給水（第17条—第26条）
- 第4章 料金及び手数料（第27条—第36条）
- 第5章 管理（第37条—第42条）
- 第6章 貯水槽水道（第43条・第44条）
- 第7章 補則（第45条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）その他法令の定めがあるもののほか、宍粟市が経営する水道事業の給水について、料金及び給水装置工事の費用負担、その他供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第2条 宍粟市水道事業の給水区域は、宍粟市水道事業の設置等に関する条例（平成17年宍粟市条例205号）別表のとおりとする。

（給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市長が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。ただし、他の給水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具についても給水装置とみなす。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置の種類は、次のとおりとする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 私費で設置して消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の申込み)

第5条 給水装置の新設、増設、変更（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「工事」という。）をしようとする者（以下「申込者」という。）は、別に定めるところによりあらかじめ市長に申込み、その承認を受けなければならない。

(開発等の事前協議)

第6条 給水区域内において給水を必要とする開発行為等を行うものは、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ協議し、市長の同意を得なければならない。

2 前項について必要な事項は、市長が別に定める。

(工事の費用負担)

第7条 給水装置の工事に要する費用は、申込者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めた者については、市長においてその費用を負担することがある。

(分担金)

第8条 分担金は、給水装置の新設及び増径工事の申込者から次の表に定める額を徴収する。ただし、当該額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税（以下「消費税等」という。）の額に相当する金額を加えるものとする。

メーターの口径	分担金の金額
13ミリ	190,000円
20ミリ	286,000円
25ミリ	476,000円
40ミリ	952,000円
50ミリ	1,428,000円
75ミリ	2,857,000円
100ミリ	4,762,000円

2 前項の規定にかかわらず、増径工事の申込者から徴収する分担金は、新口径に係る分担金と旧口径に係る分担金の差額とする。

3 分担金は、給水工事申込みの際徴収する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

4 既納の分担金は、還付しない。

(工事の施行)

第9条 給水装置工事の設計及び施行は、市長が行う。ただし、市長が法第16条の2の規定に基づき指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）に限り、当該工事の設計及び施行をさせることができる。

- 2 前項ただし書の規定により、指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、申込者は、あらかじめ市長の設計審査及び材料検査を受け、かつ、工事完成後に工事検査を受けなければならない。
- 3 指定給水装置工事事業者に関する事項等は、市長が別に定める。
- 4 市長は、工事の施行について必要があると認めるときは、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることがある。

(給水管及び給水用具の指定)

第10条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第11条 市長が施行する給水装置工事の工事費は、次の経費の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前2項に定める工事費の算出について必要な事項は、市長が別に定める。

(工事費の予納)

第12条 市長に給水装置の工事を申込み者は、設計によって算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

- 2 前項の工事費の予納金は、工事の完成後に精算する。

(工事費の分納)

第13条 前条第1項の工事費の概算額は、市長が特に承認した工事に限り分納することができる。

ただし、第1回分の金額は、予納しなければならない。

(給水装置所有権の移転の時期)

第14条 市長が工事を施行した場合における当該給水装置の所有権の移転の時期は、次のとおりとする。

(1) 第12条第1項に定める概算額を予納したものについては、当該工事が完了したとき。ただし、同条第2項の規定により精算の結果予納金が不足することとなったときは、当該不足金が納入されたときとする。

(2) 前条に定める分納の承認があったときは、工事費の総額の納入が終わったとき。

2 前項の所有権移転の時期にかかわらず、工事の施行中の管理は、当該工事申込者の責任により行うものとする。

(工事費の未納の場合の措置)

第15条 市長が施行した給水装置工事の工事費を、工事申込者が市長が指定する期限内に納入しなかったときは、市長は、当該給水装置による給水を停止し、又は当該給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、工事申込者に損害を与えた場合においても、市長はその責任を負わない。

3 第1項の規定によって、市長が給水装置を撤去した後なお市に対する損害がある場合は、工事申込者は当該損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第16条 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置の移転又は変更を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、これを行うことができる。

2 前項の場合において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第17条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上必要な場合その他やむを得ない事情若しくはこの条例の規定による場合のほか制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため使用者等に損害があっても、市長はその責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第18条 水道を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ、市長に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第19条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は市長において必要と認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため市内に居住する代理人を定め、市長に届け出なければならない。

- 2 前項の代理人の届出については、これを変更したときも同様とする。
- 3 市長は、第1項の代理人を不相当と認めたときは、これを変更させることができる。
(管理人の選定)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用についてこの条例に定める事項を処理させるため管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) 共同住宅の所有者又は経営者でその共同住宅に居住しないもの
- (4) その他市長が必要と認めた者

- 2 前項の管理人の届出については、これを変更したときも同様とする。
- 3 市長は、第1項の管理人を不相当と認めたときは、これを変更させることができる。
(水道メーターの設置)

第21条 給水量は、市が設置した水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(メーターの貸与等)

第22条 メーターは市長が設置し、当該給水装置の使用者又は管理人若しくは所有者（以下「水道使用者等」という。）に貸与し管理させる。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めたメーターについては、水道使用者等の負担により設置することができる。
- 3 水道使用者等は、最善の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 4 水道使用者等は、前項の管理義務を怠ったため、メーターを亡失し、又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。
- 5 市長は、メーターの位置が管理上不相当となったときは、水道使用者等の負担においてこれを変更させることができる。

(水道の使用開始、休止、変更等の届出)

第23条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を開始するとき。
 - (2) 水道の使用を休止し、又は廃止するとき。
 - (3) 水道の口径を変更するとき。
 - (4) 消防演習に消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長に届け出なければならない。
 - (1) 水道使用者等の氏名又は住所に変更があったとき。
 - (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
 - (3) 消防用として水道を使用したとき。
 - (4) 用途の変更等料金算定の基礎となる事項に変更があったとき。

(消火栓の使用)

第24条 消火栓は、消防又は消防の演習若しくは市長が特に認めた場合のほかは使用してはならない。

2 消火栓を消防の演習に使用するとき、市長の指定する職員の立会いを必要とする。

(水道使用者等の管理上の責任)

第25条 水道使用者等は、最善の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、給水装置の修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことがある。

3 第1項の管理義務を怠ったため生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第26条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その費用を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第27条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用するものは、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第28条 料金は、基本料金と従量料金との合計額とする。

2 基本料金(1か月当たり)は、給水装置に取り付けたメーターの口径区分により、次の表のとおりとする。

メーターの口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm
基本水量	10m ³	10m ³	10m ³	—	—	—	—
金額	2,200円	2,700円	3,100円	6,900円	14,200円	33,400円	70,200円

3 従量料金(1立方メートル当たり)は、基本水量を超える水量(以下「超過水量」という。)の区分により、次の表のとおりとする。

口径区分	13mm 20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm
金額	170円	190円	220円	230円	240円	290円

第29条 公衆浴場において使用するものについての料金は、前条第2項に定める基本料金のほか、超過水量に対する料金は、1立方メートル当たり230円をそのすべての超過水量に適用する。

2 あらかじめ期間を定めて使用する場合、工事用等で臨時に使用する場合及び臨時に区域外へ

分水する場合の料金は、前条第2項に定める基本料金は適用せず、従量料金は1立方メートル当たり300円をそのすべての使用水量に適用する。

第29条の2 前2条の規定による料金には、消費税等の額に相当する金額を加えるものとし、消費税等の額の算定において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(料金の算定)

第30条 料金は、定例日(料金算定の基準日としてあらかじめ市長が2か月ごとに定めた日。以下「定例日」という。)にメーターの点検を行い、その計量した使用水量をもって定例日が属する月の翌月分及び翌々月分として算定する。この場合において、使用水量は、各月均等とみなし、各月の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じた場合は、定例月の翌月分の使用水量に当該端数を加えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めたときは、定例日以外の日メーターの点検を行うことができる。

(使用水量の認定)

第31条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 給水装置破損のため多量に漏水したと認めたとき。ただし、第25条第1項の届出をしないもの又は故意による破損の場合は、この限りでない。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 共用給水装置により水道を使用したとき。

(特別な場合における料金の算定)

第32条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用水量が、基本水量の2分の1以下のとき 基本料金の2分の1
- (2) 使用水量が、基本水量の2分の1を超えるとき 1か月として算定した金額

2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(臨時使用の場合等における料金の前納)

第33条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用申込みの際市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

(料金の徴収方法)

第34条 料金は、納入通知書により毎月徴収する。ただし、水道使用者等の申入れによって前納の取扱いをするときは、1年分以内においてまとめて徴収することができる。この場合において、市長は、前納分の期間を経過したとき料金を精算するものとする。

(手数料)

第35条 手数料は、次の各号の場合申込者から徴収することとし、その額は、当該各号の区分の

金額とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(1) 第9条第1項の設計を依頼するとき。

1件につき設計金額の5パーセント以内で市長が定める金額

(2) 第9条第2項の設計審査を受けるとき。(1件につき)

工事の種類	口径	内容	金額
新設	13・20mm	量水器5個まで1個につき	1,000円
		量水器6個めより1個につき	800円
	25・40mm	量水器1個につき	2,400円
	50mm以上	量水器1個につき	4,000円
増設その他	13・20mm	量水器5個まで1個につき	500円
		量水器6個めより1個につき	400円
	25・40mm	量水器1個につき	1,200円
	50mm以上	量水器1個につき	2,000円

(3) 第9条第2項の工事検査を受けるとき。(1件につき)

工事の種類	口径	内容	金額
新設	13・20mm	量水器5個まで1個につき	1,400円
		量水器6個めより1個につき	1,100円
	25・40mm	量水器1個につき	2,300円
	50mm以上	量水器1個につき	5,500円
増設その他	13・20mm	量水器5個まで1個につき	700円
		量水器6個めより1個につき	550円
	25・40mm	量水器1個につき	1,150円
	50mm以上	量水器1個につき	2,750円

(4) 第23条第1項第1号の水道の使用を開始するとき。

1件につき 455円

(5) 第23条第1項第2号の水道の使用を休止するとき。

1件につき 455円

(6) 第23条第1項第4号の消防演習に消火栓を使用するとき。

1回につき 910円

ただし、勤務時間外又は休日等のときは

1回につき 1,450円

(7) 各種証明書の交付を受けるとき。

1件につき 300円

(8) 法第16条の2第1項の指定を受けるとき。

1件につき 50,000円

(9) 法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新を受けるとき。

1 件につき 20,000円

(10) 指定給水装置工事事業者の指定書の書換え又は再交付を受けるとき。

1 件につき 1,819円

2 前項第4号から第6号まで及び第10号の場合に徴収する手数料には、消費税等の額に相当する金額を加えるものとする。

3 第1項の手数料のほかに特別の手数を要した場合は、その実費を徴収する。

4 第1項の手数料は、申込者から申込みの際徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、申込み後に徴収することができる。

(料金等の減免)

第36条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他費用を軽減し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第37条 市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第38条 市長は、給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に定める基準に適合していないときは、給水の申込みを拒み、又は使用中の給水装置の構造及び材質が同条に定める基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間給水を停止することができる。

(給水の停止)

第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由が継続する間給水を停止することができる。

(1) 水道の使用者が第11条の工事費、第25条第2項の修繕費、第27条の料金又は第35条の手数料を市長が指定する期限内に納入しないとき。

(2) 水道の使用者が、正当な理由がなくして第30条のメーターの点検又は第37条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器具又は施設と連結して使用するものについて、警告を發してもなおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第40条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置の所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないとき。

2 前項に定める給水装置の切離しは、必要に応じて前条の給水の停止について準用する。

(過料)

第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の承認を受けないで給水装置の工事を行った者
- (2) 正当な理由がなく、第21条のメーターの設置、第30条のメーターの点検、第37条の検査又は第39条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第25条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第27条の料金又は第35条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為を行った者

(料金等を免れた者に対する過料)

第42条 市長は、詐欺その他不正な行為によって第27条の料金又は第35条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第43条 市長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第44条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、その管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、その管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第45条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(合併に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山崎町水道事業給水条例(昭和45年山崎町条例第11号)、一宮町簡易水道事業給水条例(平成10年一宮町条例第11号)、波賀町簡易水道給水条例(平成10年波賀町条例第9号)又は千種町給水条例(平成10年千種町条例第4号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それ

ぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった料金、手数料又は分担金の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。
(水道事業の統合に伴う経過措置)
- 5 宍粟市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年宍粟市条例第11号。以下「水道事業統合条例」という。）附則第2項の規定による廃止前の宍粟市簡易水道事業の設置及び管理等に関する条例（平成17年宍粟市条例第212号。以下「旧簡水条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 6 旧簡水条例の規定により課した、又は課すべきであった料金、分担金又は手数料については、なお従前の例による。
- 7 水道事業統合条例の施行の日前にした旧簡水条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 8 第28条及び第29条の規定にかかわらず、旧簡水条例に規定する給水区域（福知溪谷専用水道の給水区域を除く。）における給水で水道事業統合条例の施行の日前から継続しているもののうち、平成26年4月30日までに料金の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した料金については、なお従前の例による。
- 9 第28条及び第29条の規定にかかわらず、旧簡水条例に規定する福知溪谷専用水道の給水区域における水道事業統合条例の施行の日から平成26年6月30日までの間の料金については、1戸につき月額565円とする。
(料金の特例)
- 10 令和5年7月分から令和6年3月分までとして徴収する料金に係る第28条の規定の適用については、同条第2項の表中「2,200円」とあるのは「1,960円」と、「2,700円」とあるのは「2,420円」と、「3,100円」とあるのは「2,780円」と、「6,900円」とあるのは「6,220円」と、「14,200円」とあるのは「12,770円」と、「33,400円」とあるのは「29,750円」と、「70,200円」とあるのは「63,270円」とし、同条第3項の表中「170円」とあるのは「160円」と、「190円」とあるのは「180円」と、「220円」とあるのは「200円」と、「230円」とあるのは「210円」と、「240円」とあるのは「220円」と、「290円」とあるのは「270円」とする。
- 11 令和6年4月分から令和7年3月分までとして徴収する料金に係る第28条の規定の適用については、同条第2項の表中「2,200円」とあるのは「2,090円」と、「2,700円」とあるのは「2,550円」と、「3,100円」とあるのは「2,900円」と、「6,900円」とあるのは「6,500円」と、「14,200円」とあるのは「13,340円」と、「33,400円」とあるのは「31,090円」と、「70,200円」とあるのは「66,120円」とし、同条第3項の表中「170円」とあるのは「160円」と、「220円」とあるのは「210円」と、「230円」とあるのは「220円」と、「240円」とあるのは「230円」と、「290円」とあるのは「280円」とする。

附 則（平成19年12月20日条例第41号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（分担金に関する特例）

2 この条例の施行の日の前日までに、千種簡易水道のうち平成16年度以降の千種町簡易水道施設整備事業に係る給水装置の新設の工事申込みをしている者に係る分担金については、それぞれの工事が完了した区域ごとに供用開始の日から3年が経過する日までの間に限り、当該給水区域において、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月17日条例第34号）

改正

平成26年3月10日条例第11号

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の宍粟市下水道条例第16条及び別表の規定並びに第3条の規定による改正後の宍粟市水道事業給水条例第28条及び第29条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している公共下水道の使用及び水道事業の給水で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料又は料金の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した使用料又は料金については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1か月に満たない端数が生じたときは、これを1か月とする。

附 則（平成26年3月10日条例第11号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第8項及び第9項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月10日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の宍粟市水道事業給水条例第28条の規定は、この条例の施行の日以降初めて支払いを受ける権利の確定する料金について適用し、同日前に支払いを受ける権利の確定した料金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月11日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している下水道の使用及び水道の供給で、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料又は料金の支払いを受ける権利の確定するものに係る当該確定した使用料又は料金については、この条例による改正後の宍粟市下水道条例、宍粟市生活排水処理施設条例及び宍粟市水道事業給水条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月17日条例第13号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年12月12日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月19日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月19日条例第35号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

（分担金に係る経過措置）

2 施行日前に行った工事その他の行為に係る分担金（地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定による分担金に該当するもので、この条例により改正するものをいう。）については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に徴収する金額を決定する分担金については、この限りでない。

（使用料に係る経過措置）

3 施行日前の使用又は利用に係る使用料（地方自治法第225条の規定による使用料に該当するもので、この条例により改正するものをいう。）については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に徴収する金額を決定する使用料については、この限りでない。

附 則（令和4年12月19日条例第39号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第28条第2項及び第3項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に料金の支払を受ける権利の確定するものに係る当該確定した料金については、なお従前の例による。